

99 徴兵令第十二条に当る者並びに新兵入営の上過剩となる

へき者帰休の件請議

〔明治二十一年十月〕

陸軍者送達送甲第一四二二号

(谷森)

(注記2)

(注記3) 徴兵令第十二条ニ当ル者并ニ新兵入営之上過剩トナル可キ者帰休之義別紙之通施行致度省令案相添閣議ヲ請フ

明治廿一年九月十九日

(注記4)

陸軍大臣伯爵 大山 巖

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆殿

(注記5)

明治廿一年九月廿一日

(注記7) (小牧)(谷森)

(井上)

内閣総理大臣 (黒田)

(井上)

各省大臣

内務 (山県)	外務 (大隈)	陸軍 (大山)	大蔵 (松方)	司法 (山田)	海軍	農商務 (井上)	文部 (森)	通信 (榎本)
花押	花押	花押	花押	花押	花押	花押	花押	花押

別紙陸軍大臣請議徴兵令第十二条ニ当ル者并ニ新兵入営ノ上過剩トナル可キ者帰休ノ件ハ請議ノ通ニテ不都合無之ト思考ス

省令審査委員

花押

花押

(朱書) 参照

徴兵令

第十二条 現役(抹消)入(加筆)〔中〕殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校(抹消)ヲ除ク及ヒ文部大臣ニ於テ認タル(抹消)〔之〕(加筆)ト同等ノ学校ノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ其期末夕終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ

第四十二条 常備現役年期ノ計算ハ総テ其入管年ノ十二月一日第四十一条ニ掲クル者ハ入管ノ当日ヨリ起算シ予備役及ヒ予備後年期ノ計算ハ其定例編入ス可キ年ノ十二月一日ヨリ起算ス但禁錮ノ刑ニ処セラレ又ハ監視ニ付セラレ又ハ逃亡シタル者其刑期中ノ日数及ヒ逃亡中ノ日数ハ服役年期ニ算入セス

〔注記1〕

〔法制局省第五五号・九月廿日〕

〔注記2〕

〔教〕〔松尾〕〔三好〕〔篠田〕〔山田〕

〔注記3〕

〔法制局〕

〔注記4〕

〔五十三〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記5〕

〔甲六六六〕

〔注記6〕

〔陸甲六六六〕

〔注記7〕

〔閣議決定ノ旨通知十月二日〕(山田)

〔明治廿一年 公文雜纂 省令請議〕 24, 13, 115